

栃木県廃棄物処理施設等周辺整備事業助成実施要領

市町村が、公益財団法人栃木県環境保全公社（以下「公社」という。）から寄附（事実上の「用途指定寄附」とし、民法上の「負担付贈与」には該当しないものとする。）を受けて行う周辺整備事業は、次に定めるところによる。

1 目的

産業廃棄物の中間処理施設若しくは最終処分場又は一般廃棄物の中間処理施設若しくは最終処分場（以下「処分場等」という。）の設置に関して、公社から寄附を受ける市町村は、処分場等の周辺環境の整備を図り、もって処分場等の設置及び円滑な運営を促進するものとする。

2 寄附対象事業

(1) 産業廃棄物関係

ア 寄附対象事業の要件

処分場等の設置及び円滑な運営を担保するために、寄附対象事業は次の要件が整っていること。

- (ア) 「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」（以下「要綱」という。）第7条に基づく事前協議（以下「事前協議」という。）が整っていること。
- (イ) 処分場等の設置者（以下「設置者」という。）と市町村長又は関係地域内の自治会等との間に、処分場等に係る環境保全協定が締結されていること。
- (ウ) 設置者が寄附確約書を公社に提出していること。
- (エ) 過去の周辺整備事業において、公社からの寄附の求めに対して、未納がないこと。

イ 処分場等の規模別寄附限度額

周辺整備事業の寄附限度額は、次の基準によるものとする。

ただし、地域の実情等に特段の事情があるものと理事会が認めた場合はこの限りではない。

(ア) 中間処理施設に係る周辺整備事業の寄附限度額

原則として焼却施設又は熔融施設に限るものとする。

中間処理施設の能力	寄附限度額
50トン/日未満	3,000万円
50トン/日以上100トン/日未満	6,000万円
100トン/日以上	10,000万円

(イ) 最終処分場に係る周辺整備事業の寄附限度額

① 安定型最終処分場に係る周辺整備事業の寄附限度額

処分場の埋立容量	寄附限度額
5万m ³ 未満	1,500万円
5万m ³ 以上10万m ³ 未満	3,000万円
10万m ³ 以上30万m ³ 未満	9,000万円
30万m ³ 以上	10,000万円

② 管理型最終処分場に係る周辺整備事業の寄附限度額

処分場の埋立容量	寄附限度額
5 万 m ³ 未満	3, 0 0 0 万円
5 万 m ³ 以上 1 0 万 m ³ 未満	6, 0 0 0 万円
1 0 万 m ³ 以上 3 0 万 m ³ 未満	1 8, 0 0 0 万円
3 0 万 m ³ 以上	2 0, 0 0 0 万円

ウ 公社から市町村への寄附の期限
公社から市町村への寄附の期限を次のとおりとする。

(ア) ハード事業

- ① 最終処分場にあつては、埋立期間内であつて、市町村等の整備計画等に基づいた寄附期間とする。
- ② 中間処理施設にあつては、操業開始後 5 年を超えない期間内であつて、市町村等の整備計画等に基づいた寄附期間とする。

(イ) ソフト事業

- ① 最終処分場にあつては、事前協議終了後、埋立終了までとする。
- ② 中間処理施設にあつては、事前協議終了後 7 年を超えない期間内であつて、市町村等の整備計画等に基づいた寄附期間とする。

エ 設置者からの寄附

(ア) 本来、処分場等の周辺整備事業は、設置者の営利行為の経費によって行われるべき部分もあることから、設置者は周辺整備事業費の一部について、公社に寄附するものとし、公社に対し寄附確約書（別紙様式 1）を提出するものとする。

- ① 寄附額は、2.（1）. イただし書きに該当する場合を除き、公社が寄附した周辺整備事業費の 4 分の 1 とする。
- ② 設置者は、各実施事業について、公社から求めのあった日から、原則 1 年以内に寄附するものとする。
ただし、2.（1）. ウの期間内には、寄附額全額を公社に寄附するものとする。

(イ) 上記（ア）の寄附に関して、設置者は、実施事業ごとに納入計画書（別紙様式 2）を公社へ提出するものとする。

オ 寄附対象事業

周辺住民の利便に寄与するため、寄附対象事業（国又は県が実施する事業を除く。）は次の事業を対象とするものとする。

(ア) ハード事業

水道（飲料水浄化のための施設を含む。）、道路（市町村道、私道を含む。）、橋梁、公民館、コミュニティーセンター等の整備（造成費用を含む。）で、地域の振興等公益に資するもの。

- ① 寄附割合は、事業費の 1 0 割以内とし、事業計画及び事業内容等を総合的に勘案して個別に定めるものとする。
ただし、国庫補助、県費補助等がある場合は、当該助成経費を事業費から控除するものとする。
- ② ハード事業のうち、市町村で各種事業計画が定まっている事業については、当該事業との調整を図り、事業費の一部について寄附するものとする。

(イ) ソフト事業

処分場等の建設又は維持に関し、環境保全協定等が締結されている自治会等の地元住民代表者等で構成する「協議会等」の運営費。

- ① 協議会運営費の寄附割合は、事業費の10割以内とする。
ただし、埋立期間等にあつては年額50万円を限度とする。
なお、生活環境保全上特段の事情があると理事会が認めた場合は加算することができる。
- ② 処分場等の監視に必要な監視員人件費は、2名以内とし、廃棄物監視員市町村交付金に準じ寄附するものとする。
ただし、処分場等の規模が特に大きい等特段の事情があると理事会が認めた場合は3名とすることができる。

(2) 一般廃棄物関係

ア 市町村又は一部事務組合（以下「市町村等」という。）が設置する場合

(ア) 寄附対象事業の要件

一般廃棄物に係る中間処理施設又は最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場等」という。）に係る寄附対象事業は、その設置及び円滑な運営を担保するため、次の要件が整っていること。

- ① 関係地域内の自治会等との間に、処分場等に係る環境保全協定等が締結されていること。
- ② 市町村等が国庫補助を受けて一般廃棄物最終処分場等を設置する場合は、当該一般廃棄物最終処分場等について補助交付の内示を受けていること。
- ③ 市町村等が国庫補助要件に該当しない場合等補助を受けずに一般廃棄物最終処分場等を設置する場合は、当該一般廃棄物最終処分場等について次の要件が整っていること。
 - ㉞ 一般廃棄物最終処分場等が法令等の基準に適合していること。
 - ㉟ 土地利用等関係法令の調整が整っていること。
- ④ 一般廃棄物中間処理施設については、原則として、「栃木県廃棄物処理計画」（以下「廃棄物処理計画」という。）に基づき新たに設置する焼却施設、熔融施設又はごみ燃料化施設とする。

(イ) 処分場等の規模別寄附限度額

- ① 一般廃棄物中間処理施設に係る周辺整備事業の寄附限度額
一般廃棄物中間処理施設に係る周辺整備事業の寄附限度額は、周辺整備事業費の2分の1以内であり、かつ、次の寄附限度額以内とする。

廃棄物処理計画に基づく中間処理施設

中間処理施設の能力	寄附限度額
50トン/日以上100トン/日未満	6,000万円
100トン/日以上	10,000万円

- ② 一般廃棄物最終処分場に係る周辺整備事業の寄附限度額
一般廃棄物最終処分場に係る周辺整備事業の寄附限度額は、周辺整備事業費の2分の1以内であり、かつ、次の寄附限度額以内とする。

処分場の埋立容量	寄附限度額
5万m ³ 未満	3,000万円
5万m ³ 以上10万m ³ 未満	6,000万円
10万m ³ 以上30万m ³ 未満	18,000万円
30万m ³ 以上	20,000万円

- (ウ) 寄附対象事業
周辺住民の利便に寄与するため、寄附対象事業（国又は県が実施する事業を除く。）は次の事業を対象とするものとする。

ハード事業

2. (1). オ. (ア) の規定を準用する。

イ 一般廃棄物処理業を行う者が設置する場合

(ア) 寄附対象事業の要件

一般廃棄物最終処分場の設置及び円滑な運営を担保するために、寄附対象事業は次の要件が整っていること。

- ① 要綱第7条に基づく事前協議が整っていること。
- ② 設置者と市町村長又は関係地域内の自治会等との間に、処分場等に係る環境保全協定が締結されていること。
- ③ 設置者が寄附確約書を公社に提出していること。
- ④ 過去の周辺整備事業において、公社からの寄附の求めに対して、未納がないこと。

(イ) 処分場等の規模別寄附限度額

一般廃棄物最終処分場に係る周辺整備事業の寄附限度額

2. (2). ア. (イ). ② の規定を準用する。

(ウ) 公社から市町村への寄附期限

2. (1). ウの規定を準用する。

(エ) 設置者からの寄附

2. (1). エの規定を準用する。

(オ) 寄附対象事業

① ハード事業

2. (1). オ. (ア) の規定を準用する。

② ソフト事業

2. (1). オ. (イ) の規定を準用する。

3 寄附対象地域

周辺整備事業の受益区域は、原則として次に定める区域とする。

ただし、特に必要であると理事会が認めた地域を含めることができる。

- (1) 最終処分場に係る受益区域は、当該施設から500メートル以内の区域を含む自治会等の区域であって、関係地域内の自治会等との間で環境保全協定等が締結されている地域とする。
- (2) 中間処理施設に係る受益区域は、当該施設から300メートル以内の区域を含む自治会等の区域であって、関係地域内の自治会等との間で環境保全協定等が締結されている地域とする。

4 対象市町村

3の寄附対象地域を管轄する市町村とする。

5 手続

- (1) 市町村が周辺整備事業の寄附を受けようとするときは、事前に設置者と調整の上、周辺整備事業実施計画書案により公社と協議するものとする。
- (2) 寄附金は、別紙様式3により公社に申請するものとする。
- (3) 公社は、市町村及び設置者に対して周辺整備事業の周知を図るものとする。

6 事業の実施

- (1) 市町村は、周辺整備事業実施計画書に基づき、原則として寄附を受けた年度内に速やかに事業を実施するものとする。
- (2) 公社は、この事業の実施について県に意見を求めることができる。

- 7 その他
公共関与による処分場等の設置については、上記の規定にかかわらず別に定めるものとする。

附 則
この要領は、平成元年度分の寄附金から適用する。

附 則
この要領は、平成2年度分の寄附金から適用する。

附 則
この要領は、平成4年度分の寄附金から適用する。

附 則
この要領は、平成5年度分の寄附金から適用する。

附 則
1 この要領は、平成13年度分の寄附金から適用する。
2 2. (2). ア. (ア) の寄附対象事業は平成13年度に限り施設の着工をもって判断する。

附 則
この要領は、平成15年度分の寄附金から適用する。

附 則
この要領は、平成19年4月1日から適用する。
ただし、2. (1). ア. (ウ) 及び(エ) の寄附対象事業の要件、2. (2). イ. (ア). ③及び④の寄附対象事業の要件については、上記適用日以降に事前協議の終了した処分場等から適用する。
なお、上記適用日以前に事前協議の終了した処分場等に係る寄附確約書については、従前の取り扱いの例による。

附 則
この要領は、平成24年度分の寄附金から適用する。

附 則
この要領は、平成25年度分の寄附金から適用する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

公益財団法人 栃木県環境保全公社
理事長 様

住所(本店)

法人の名称

印

代表者の氏名

(電話番号)

寄 附 確 約 書

栃木県廃棄物処理施設等周辺整備事業助成実施要領 2.(1).エ.(ア){2.(2).イ(エ)}の規定に基づき、下記の市町村が実施する周辺整備事業の4分の1の経費を公益財団法人栃木県環境保全公社に寄附することを確約します。

記

- 1 産業(一般)廃棄物処理施設の所在地
- 2 周辺整備事業実施市町村
- 3 公社から市町村への寄附限度額
- 4 処分場等の設置者からの公社への寄附限度額
(上記3の額の1/4の額)

公益財団法人 栃木県環境保全公社
理事長 様

住所 (本店)

法人の名称

代表者の氏名

(電話番号

印

)

納 入 計 画 書

栃木県廃棄物処理施設等周辺整備事業助成実施要領 2-(1)-エ-(イ){2-(2)-イ-(エ)}の規定に基づき、納入計画書を提出いたします。

については、下記の市町村が実施する周辺整備事業費の4分の1の経費を、納入計画どおりに公益財団法人栃木県環境保全公社に寄附することを確約いたします。

記

- 1 産業 (一般) 廃棄物処理施設の所在地
- 2 周辺整備事業
 - (1) 実施市町村
 - (2) 実施年度
 - (3) 事業内容及び所要経費
- 3 当社が寄附する金額 [上記2 (3) の額の1/4の額]
- 4 納入計画

回数	寄附予定年月日	寄 附 額	備 考
	計		

(別紙様式3)

年 第 月 号
日

公益財団法人 栃木県環境保全公社
理事長 様

市町村長 印

栃木県廃棄物処理施設等周辺整備事業助成寄附金交付申請書

栃木県廃棄物処理施設等周辺整備事業助成実施要領に基づき、周辺整備事業に係る寄附を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 寄附金交付申請額 金 円
- 2 周辺整備事業実施計画書 別紙のとおり

担当課	
担当者	
電 話	

(※周辺整備事業実施計画書には、事業内容を記載のうえ設計書、見積書等の写し、収入支出予算書の写し等を添付すること。)

周辺整備事業実施計画書

市町村名

- 1 処分場等の所在地
- 2 処分場等設置者
- 3 事業名
- 4 事業実施箇所
- 5 事業実施者
- 6 事業実施期間
- 7 事業内容
- 8 事業費
- 9 添付書類